

対象外建築物の節水計画書について

対象外建築物は雑用水道の使用義務はありませんが、対象建築物ではないことを確認するため大型建築物であれば節水計画書を提出しなければなりません。

■節水計画書の提出書類，注意事項

1. 様式第1号

記載例を参考に作成してください。

2. 付近見取図

3. 面積表

建築物の延べ床面積，節水対象部分の床面積が分かるよう作成してください。

4. 給排水設備の各階平面図，及び系統図

5. 給排水設備の機器表，及び器具表（福岡市指定，節水型機器番号の記載をお願いします。）

6. 水処理フロー図

7. 給水計算書

1日あたりの上水使用量，雑用水使用量の算出過程を示してください。

類似建築物における使用水量を根拠とする場合は類似建築物での使用水量を明示してください。

8. 水収支・給排水フロー図

それぞれ別紙例を参考にし，節水前，節水後のそれぞれについて作成してください。

■節水計画書の提出

建築確認申請を提出する30日前までに住宅都市局建築指導部建築審査課設備係の窓口まで正本1部，副本1部を提出してください。